

## 会 議 録

|       |     |                                                                                                             |
|-------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の名称 |     | 平成２８年度第２回 石狩市福祉有償運送運営協議会                                                                                    |
| 開催日時  |     | 平成２９年２月２３日（木）<br>開会：１０時００分 閉会：１０時４０分                                                                        |
| 開催場所  |     | 石狩市役所 ４０２会議室                                                                                                |
| 出席者   | 委 員 | 三国義達、本間孝之、田岡伸義、加藤定義、棟方加代子、佐々木公子、中山俊彰、佐藤雅治、金子浩治（９名）                                                          |
|       | 事務局 | 福祉総務課長 池田幸夫、福祉総務課主幹 高井史朗<br>障がい支援課長 石倉衛                                                                     |
|       | 申請者 | ・特定非営利活動法人 ふれあい広場タンポポのはら<br>整備管理責任者 小西 直穂<br>・特定非営利活動法人 石狩市手をつなぐ育成会<br>運行管理責任者 鎌田 徹                         |
| 傍聴者数  |     | なし                                                                                                          |
| 会議次第  |     | １．開 会<br>２．議 題<br>（１）更新登録申請について<br>特定非営利活動法人 ふれあい広場タンポポのはら<br>（２）新規登録申請について<br>社会福祉法人 ノンノ<br>３．その他<br>４．閉 会 |
| 審議経過  |     | 別紙のとおり                                                                                                      |

|            |          |
|------------|----------|
| 確定年月日      | 会議録署名    |
| 平成２９年４月１９日 | 会長 三国 義達 |

## 1. 開会

### ○事務局

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から「平成28年度 第2回石狩市福祉有償運送運営協議会」を開会いたします。

本日は、安保委員が欠席となりましたが、委員の過半数以上の出席がございますので、運営協議会設置要綱第5条第5項の規定によりまして、本協議会は成立していることをご報告いたします。

また、お手元に配布しております資料の確認でございますが、  
事前配布資料といたしまして、

#### ① 資料1 申請団体の概要（2団体分）

当日配布資料といたしまして、

#### ① 更新登録申請書案・特定非営利活動法人ふれあい広場タンポポのはら

#### ② 新規登録申請書案・社会福祉法人ノンノ

以上の資料を配付しておりますので、ご確認願います。

なお、各団体の申請書案につきましては、審議対象団体の個人情報等が掲載されております。  
審議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、進めて参ります。

これより議事進行を、三国会長にお願いいたします。

## 2. 議題

### ○会長

それでは本日の議題に入りたいと存じます。本日の議題は、既登録団体に係る更新登録申請1件と新規申請団体1件となっております。よろしくご審議いただきたいと存じます。

会議次第に従いまして、議事を進めて参ります。

1件目は、更新登録申請です。「特定非営利活動法人ふれあい広場タンポポのはら」より申請内容のご説明をお願いします。

### 【特定非営利活動法人ふれあい広場タンポポのはら】

### ○申請者

NPO法人ふれあい広場タンポポのはらの小西と申します。本日は、よろしくお願い致します。  
当法人の居宅介護では、知的障がい、発達障がい、精神障がいなどの方々が多くいらっしゃいます。その人たちの中には、環境による移動の困難さに加えて、各障がいの特性や障がいに起因する何らかの困難さがあり、タクシーや公共交通機関の利用が難しい方が多くいらっしゃいます。

そのような方々にとって、送迎サービスや日常生活でのサービス利用を通して、福祉の専門職として信頼関係が築けているスタッフというのは、外出時、移動時の大きな安心につながります。

そのため、当法人では今後も継続して有償運送事業を行っていきたいと考えています。

それでは、資料に沿って説明します。

#### 【１．運営の実施主体】

実施主体は、特定非営利活動法人 ふれあい広場たんぼぼのはらで、花川南の法人の事業所で実施します。

#### 【２．運送の区域について】

運送の区域としては、石狩市、札幌市としています。

#### 【３．使用車両について】

法人所有の車両が１１台で、福祉自動車が３台、セダン等が８となっています。

福祉自動車については、車いす車が２台、兼用車が１台です。

#### 【４．旅客の範囲】

石狩市の利用者さんが４９名で、身体障がいが８名、知的障がいが４０名、その他が１名となっています。

#### 【５．運転者要件】

運転者数は１１名となっています。ＳＴネット北海道、さっぽろ福祉支援ネットあいなび、サンビック福祉移動サービス運転者研修を修了しています。セダン型については、介護福祉士が７名、訪問介護員などが４名となっています。なお、過去３年間に免許停止処分を受けた者はいません。

#### 【６．運行管理体制】

運行管理責任者を選任済です。５両以上の車両の運行を管理する事務所の場合は、安全運転管理者を選任することになっていますが、この講習を修了した者を選任しています。

#### 【７．整備管理】

整備管理の責任者を選任済です。法定点検のほか、事業所内に駐車場があり、そこで日常点検を行っています。

#### 【８．事故対応】

事故対応の責任者を選任済です。登録車両の保険は、対人、対物無制限の保険に加入しています。

#### 【９．苦情処理体制】

苦情処理体制としては、苦情処理の責任者と担当を選任し、苦情処理体制も整備済みとなっています。

#### 【１０．収受する対価】

運行に係る対価の収受としては、距離制運賃で、移送運賃６０円/kmで設定しています。また、迎車料金は２０円/kmで設定し、１０kmを超えた場合は、一律２００円としています。複数乗車

の場合は設定金額を人数で割って計算します。

以上、説明させていただきました。よろしくご審査お願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

それでは、ただ今説明のありました申請内容について、本日お配りしている資料もございますので、内容の確認のため5分間ほど時間を取りましてから、質問・意見等をお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

(申請書類等確認)

○会長

それでは、質問等があれば、お願いします。

○田岡委員

法人の代表者は柏野さんだったと思います。今回の申請は職務代理となっていますが。

○申請者

柏野代表は、1月31日に亡くなりましたので、職務代理となっています。

○会長

今後、理事長の選任手続きを行う予定ということですね。この件については確認しました。

○佐藤委員

運転者の健康診断は行われていますか。

○申請者

年1回行っています。

○佐藤委員

アルコールチェックは行っていますか。

○申請者

検査は行っていません。

○佐藤委員

タクシーの場合は、必ず乗車前に確認しています。

介護が必要な方を乗車させるにあたっては、確認が必要だと思いますが。

○会長

確認ですが、乗車前のアルコールチェックは、タクシーの場合は必ず必要ということですね。福祉有償の場合は法的に必要なのでしょうか。

○中山委員

アルコールチェックは、行うことが望ましいとされてはいますが、法的な義務付けはありません。ただし、対面での確認は行っていただきます。

○田岡委員

このことは、以前の協議会でも言っているはずです。

○会長

他に、ありますでしょうか。

○中山委員

運送の対価についてですが、複数乗車のケースはありますか。

○申請者

現状ではほとんどありませんが、1件あります。

○中山委員

その際の迎車料金はどうなっていますか。それぞれ迎えに行く場所が違うと、どのような料金になるのでしょうか。

○申請者

基本的には、利用者さんが施設から一緒に乗車しています。

○中山委員

そうすると、同一の場所からの乗車ということで、迎えに行く時、2種類の料金は発生しないということですね。わかりました。

○会長

・他に、ありますでしょうか。無ければ、認めるということでよろしいでしょうか。

(委員一同：異議なし)

○会長

それでは、この団体の申請を認めることといたします。

### 【社会福祉法人ノンノ】

○会長

続きまして、新規申請団体であります「社会福祉法人ノンノ」です。

こちらの案件につきましては、昨年6月に開催された第1回運営協議会において申請の合意を決定した、「特定非営利活動法人 石狩市手をつなぐ育成会」がこの度社会福祉法人を設立し、これに伴い、福祉有償運送運営事業を新法人に移管することから、新法人の新規申請として審議するものです。

なお、金子委員が申請法人の理事に、佐々木委員が評議員として就任されておりますので、両委員におかれましては、申請団体のお立場でのご参加となりますことを申し上げます。

それでは、申請内容の説明をお願いします。

○申請者

当法人は、今年1月末に石狩市より認可を受けた新しい社会福祉法人です。昨年7月に役員を中心とした設立準備委員会を結成し、準備委員会を重ね、石狩市や各関係機関のお力添えを頂き、設立することができました。法人の理事長は神崎征治です。平成29年度より障がい福祉サービス（グループホームカリブと居宅介護事業所あしる）を石狩市手をつなぐ育成会から事業を移管し、スタートすることになりますが、会議次第にも記載されているとおり、福祉有償運送事業につきましても石狩市手をつなぐ育成会より社会福祉法人ノンノへ事業移管する形となります。

何故事業を移管するか、そもそも当法人を設立した、きっかけ、趣旨でございますが、石狩市に生まれた障がいをもつ人々が、その地域で育ち・幸せに生きていくことができるよう支援することを使命とし、平成16年5月にNPO法人石狩市手をつなぐ育成会を設立しました。平成21年4月に障がい福祉サービス事業（グループホームカリブ、居宅介護事業所 あしる）を開始してから7年が経ちました。

以前と比べ、障がいをもつ人々への理解、支援、各種施策の実施等は進み、障がいをもつ人々を取り巻く環境は少しずつ良くなってきていると言えます。

しかしながら、少子化問題が叫ばれる中でも、発達障がいをはじめとした各種障がいを持つ子どもは増えており、特別支援学級の設置も増えているという現状があります。

こうした現状に対し、障がいを持った人たちへの配慮、支援体制はまだ不十分な状況であり、障がい者の日中活動の場の提供、障がい福祉サービスの充実といったニーズは数多くあり、今後さらに増えていくことが想定されます。

石狩市手をつなぐ育成会は、「親の会」として、障がいをもつ子供がいる親の団体として発足し、障がい理解を求める啓発活動、権利擁護といった運動を進めてきました。しかしながら、手をつなぐ育成会の役員を始めとした親御さんたちの高齢化の課題や、障がいをもつ当事者たちの親亡き後の課題は、育成会にとっても最大の課題でありました。長期的な支援人材の育成やより厚みのある障がい福祉サービスの提供・展開が難しい状況にありました。

このような現状の中で、社会福祉法人という強固な組織を形成することで、これらの課題を乗り越え、障がいのある人たちの地域における自己実現とより良い暮らしの実現を目指し、共同生活援助、居宅介護の各事業を実施し、将来的にも地域のニーズに沿った事業展開を計画しており、石狩市で暮らす障害のある人たちを総合的にサポートすることを目的として、社会福祉法人ノンノを設立しました。

この度、申請の対象事業所としての「あしる」では、主に在宅の知的障がい児者を対象に通院介助や余暇的な外出支援としての行動援護、移動支援事業を行っております。カリブと併設して事務所を構えております。知的障がいを伴う自閉症やダウン症、発達障害の方々など、様々な障がい特性を持つ方々の余暇活動の幅を広げられるように余暇の移動手段として車両による移送を行っております。様々な障がい特性をもっている方々の中には、周囲の環境から刺激を受けやすく、突然走り出したり、大きな声をあげたり、又は行動が緩慢、停止となってしまうたりと不適応な行動を取ってしまう場合があり、公共交通機関の利用も困難な方が大半を占めています。

こうした中で、石狩市手をつなぐ育成会では、平成26年7月より福祉有償運送の事業を開始し、昨年6月に更新の登録を終えたところであり、昨年の体制と重複する部分はございますが、新規申請団体としての社会福祉法人ノンノの概要に基づいて説明させていただきます。

#### 【1. 運営の実施主体】

社会福祉法人ノンノで、今年4月より事業運営を開始する「居宅介護事業所あしる」という事業所で実施予定です。場所は石狩市花川南8条3丁目71番地で、グループホーム「カリブ」と併設して事務所を構えています。

#### 【2. 運送の区域について】

運送の区域としては、石狩市、札幌市としています。

#### 【3. 使用車両について】

車両4台、いずれもセダン型の軽自動車で、現在、育成会でのリース契約となっておりますが、内、日産車の2台は4月から当法人と再リース契約をしています。

残りスバル車2台についても同じ内容でリース契約を当法人と手続中ですが、札幌運輸支局登録までには再契約が完了します。車検証写しも現在使用者は石狩市手をつなぐ育成会の名称となっておりますが、4月の事業開始と合わせて、速やかに使用者名を社会福祉法人ノンノへ変更することで札幌運輸支局担当者の方と確認済みです。

#### 【4. 旅客の範囲】

石狩市内の利用者さんが34名。いずれも知的障がい者の方を対象としております。旅客の名

簿を添付しています。

#### 【５．運転者要件】

運転者数が５名となっています。運転者名簿兼運転者就任承諾書を添付しています。普通１種の運転者で、過去３年間に免許停止処分を受けた者はありません。運転記録証明書写しを添付しています。また、介護福祉士が２名、訪問介護員等が３名の資格保持者となっています。

添付している通り、運転記録証明には過去に携帯保持や軽傷事故等の違反、事故歴がございます。この違反歴については、業務以外の時間帯に起こしたものです。業務時間、プライベートの時間に限らず、安全運転の義務は生じていることは痛感し、定期の会議や内部研修等でもプライベートの安全運転は徹底するように確認を取っているところですが、こちらの違反歴につきましては、率直に指導不足であると反省いたします。再度、福祉有償運送を実施するにあたって、今後の安全運転に関する内部研修、外部研修に参加させ、職員の安全運転に関する意識を高めていくよう努めていきます。

#### 【６．運行管理体制】

運行管理責任者は、カリブ、あしるの責任者をしております鎌田、整備責任者については、あしるサービス提供責任者でもあります新谷、事故対応の責任者は同じく鎌田としています。運行管理体制と就任承諾書をそれぞれ添付しています。また、朝、夕のミーティングの時間には、都度職員の運転前の体調確認等を行っています。乗務記録簿と安全運転の様式を用いて、日々の職員の安全運転のチェックをしていきたいと考えております。運転者証についても提示しています。標章については、社会福祉法人ノンノで作成中でございます。登録番号についても、札幌運輸支局様から登録番号が発行され次第、速やかに作成し各車両に表示致します。

#### 【７．整備管理】

整備管理の責任者はあしるサービス提供責任者の新谷です。整備についてもリース車両のメーカーによる法定点検、定期点検の他、提携している自動車工場による点検、整備、事業所敷地内の駐車場で、運転前の車両点検を行っています。

#### 【８．事故対応】

事故対応の責任者は鎌田です。登録予定車両の４台の保険については、現在、石狩市手をつなぐ育成会との保険契約であります。４月より社会福祉法人ノンノとの保険契約に変更致します。

#### 【９．苦情処理体制】

苦情処理体制としては、あしる障害福祉サービス事業と一体的に行い、苦情処理の責任者を鎌田、担当者をあしるサービス提供責任者の新谷を配置しています。万が一事故や苦情が発生した場合は、様式を用いて記録し、改善措置と今後の再発防止に努めるものとしています。

#### 【１０．収受する対価】

運行に係る対価の収受として、距離制運賃で申請させていただきます。移送運賃６０円/kmを設定しています。迎車料金は設定しておりません。

複数乗車については、それぞれの旅客が目的地まで乗車した場合の総距離を、実際に乗車した距離で割り、按分率を算出し、上記６０円を乗じて、それぞれの単価としています。

以上、説明させていただきました。よろしくご審査お願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

ただ今説明のありました申請内容について、内容の確認のため5分間ほど時間を取りましてから、質問・意見等をお受けしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(申請書類等確認)

○会長

それでは、質問等があれば、お願いします。

(質問等なし)

○会長

無ければ、この団体の申請を認めるということで、よろしいでしょうか。

(委員一同：異議なし)

○会長

それでは、この団体の申請を認めることといたします。

事務局は、本協議会の決定を受け、申請団体に対し「合意文書」を交付すると共に、団体におかれましては、この後の申請事務手続を速やかに行っていただくようお願いいたします。

### 3. その他

○会長

続きまして、「3. その他」となっていますが、何かありますでしょうか？

○事務局

次回の運営協議会の予定についてですが、本年6月30日をもって登録期間が満了となる団体が2団体あります。これに合わせて、次回の運営協議会を5月中に開催したいと思います。改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 4. 閉会

○会長

以上で、本日の運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。